

令和 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙

選 挙 公 営 の 手 引  
( 候 補 者 用 )

鹿児島県選挙管理委員会

## 目 次

1 公営負担手続について	1
(1) 契約締結の届出	1
(2) 確認の申請	2
(3) 証明書の交付	2
(4) 費用の請求	3
2 公費負担手続図	4
3 公費負担の対象とその限度額	5

### [契約書見本及び確認書見本]

運送契約書	9
車両賃貸借契約書	10
選挙運動用自動車燃料供給契約書	11
自動車運転契約書	12
選挙運動用通常葉書作成契約書	13
選挙運動用ビラ作成契約書	14
選挙事務所の立札及び看板作成契約書	15
自動車等に取り付ける立札及び看板作成契約書	16
個人演説会場の立札及び看板作成契約書	17
選挙運動用ポスター作成契約書	18
自動車燃料代確認書	19
通常葉書作成枚数確認書	20
ビラ作成枚数確認書	21
選挙事務所用立札・看板作成枚数確認書	22
自動車等取付用立札・看板作成枚数確認書	23
個人演説会場用立札・看板作成枚数確認書	24
ポスター作成枚数確認書	25

# 1 公費負担手続について

この制度は、衆議院小選挙区選出議員選挙に関して、候補者と契約の相手方（以下「契約業者等」という。）との間で交わされたそれぞれの有償契約について、公職選挙法で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、鹿児島県が各契約業者等に直接その費用を支払うものです。

供託物の没収者については、鹿児島県は負担しないので、その経費は自己負担となります。また、供託物没収とならない者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります。以下、各手続について説明しますが、公費負担の適用を受けようとする者は、常に公金節約の意識を持ち、契約締結に際しては、契約額の適正性を確保されるようお願いします。

## (1) 契約締結の届出

ア この制度の適用を受けようとする候補者は、各契約（有償契約）を締結した場合には、直ちにその届出をしなければなりません。

(ア) 選挙運動用自動車の使用……（別途配布した「選挙運動公営関係諸届出用紙綴」中の各種用紙のうち1－①を使用する。以下用紙番号のみを記載する。）

選挙運動用自動車の使用については、「一般運送契約」と「その他の契約」とがあり、候補者において選択することになります。

「一般運送契約」は、一般乗用旅客自動車運送事業者（ハイヤー業者等）との契約でなければならず、自動車、燃料代、運転手の全てを含む契約をいいます。

次に「その他の契約」とは、「自動車の借り入れ」、「燃料の購入」、「運転手の雇用」のそれぞれ個別の契約をいいます。ただし、「その他の契約」の場合において、契約業者等が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限り、公費負担の対象となります。

いずれも各契約ごとに契約届出書を提出してください。

## (イ) 選挙運動用通常葉書などの作成

選挙運動用通常葉書の作成については、一定限度額の範囲内であれば無料で作成することができるものとされ、有償契約ごとに契約届出書（2－①）を提出してください。

※ 以下、選挙運動用ビラの作成（3－①）、選挙事務所用立札・看板の作成（4－①）、選挙運動用自動車等取付用立札・看板の作成（5－①）、個人演説会場用立札・看板の作成（6－①）、選挙運動用ポスターの作成（7－①）についても一定限度額の範囲内であれば無料で作成できますので、選挙運動用通常葉書の作成の場合と同様、有償契約ごとに契約届出書を提出してください。

## イ 契約書等（写）の添付

各契約の届出書には、契約書等の写しを添付してください。

公費負担の対象となるのは、有償契約を締結した場合です。無償の場合は公費負担の対象になりません。

なお、契約の内容については、必ずしも、契約書という名称を有する書類の写しには限られませんが、有償契約である以上、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていることが必要です。契約書の書式例を別途掲載しましたので、参考にしてください。

また、消費税等のあるものの単価は、消費税等を含んだ額となります。

なお、選挙運動用自動車の使用（自動車の借り入れ、燃料の供給及び運転手の雇用）を除く、他の契約の締結に際しては、契約書に印紙の貼付が必要です。

ウ 届出の時期

立候補の届出前に有償契約が締結された場合には立候補届出後直ちに、立候補の届出後に有償契約が締結された場合には有償契約後直ちに届け出てください。

エ 契約変更の届出

契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を各契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添付して届け出てください。

**(2) 確認の申請**

ア 有償契約の相手ごとにその契約のうち公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

複数の業者と有償契約するような場合は、それぞれの業者に対して確認した額（枚数）の合計が、公費負担の限度額（枚数）の範囲内でなければなりません。従って、複数の業者との契約をしているような場合、確認申請にあってはどの業者と、どれ位の経費を公費負担の対象とするかを検討しておかなければなりませんし、また、契約の相手（契約業者等）ごとに申請書を作成しなければなりません。

なお、この申請は契約の締結の届出をしたものに限られます。

(ア) 選挙運動用自動車燃料代…………… (1-②)

※ 選挙運動用自動車の使用に関し、確認申請が必要なものは自動車燃料代のみです。

- (イ) 通常葉書の作成枚数…………… (2-②)
- (ウ) ビラの作成枚数…………… (3-②)
- (エ) 選挙事務所用立札・看板の作成数…… (4-②)
- (オ) 自動車等取付用立札・看板の作成数… (5-②)
- (カ) 個人演説会場用立札・看板の作成数… (6-②)
- (キ) ポスターの作成枚数…………… (7-②)

※ 記載方法については、各様式の備考欄を参照してください。

イ この申請は契約業者等ごとに行い、それぞれの申請書には既に確認を受けた（又は確認申請中のものの）金額又は枚数を記載する必要がありますので、申請の控え又は写しを保管しておいてください。

ウ 確認書の交付

県選挙管理委員会は、確認の上、確認書を候補者に交付しますが、この確認書は直ちに契約の相手方に提出してください。

**(3) 証明書の交付**

有償契約により契約締結の届出をした候補者は、次により証明書を作成し、契約業者等に各1部を交付しなければなりません。

ア 選挙運動用自動車の使用

- (ア) 一般運送契約（一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約）…… (1-③)
- (イ) その他の契約
  - ① 自動車の借り入れ…………… (1-③)
  - ② 燃料の購入…………… (1-④)
  - ③ 運転手の雇用…………… (1-⑤)

イ	通常葉書の作成	(2-③)
ウ	ビラの作成	(3-③)
エ	選挙事務所用立札・看板の作成	(4-③)
オ	自動車等取付用立札・看板の作成	(5-③)
カ	個人演説会場用立札・看板の作成	(6-③)
キ	ポスターの作成	(7-③)

※1 証明書作成の要領

上記証明書は、各契約ごとに作成してください。

※2 証明書の請求書への添付

候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が鹿児島県に対し代金を請求する際に添付しなければなりません。

#### (4) 費用の請求

契約締結の届出から証明書の交付までの事務が完了したものについて、契約業者等は、当該候補者が、供託物が没収されないこと（開票後の選挙会で決定される）を確認の上、令和8年2月20日（金）までに、下記により請求書（内訳書を含む）を作成し、鹿児島県（鹿児島県選挙管理委員会事務局）に提出してください。

ア 選挙運動用自動車の使用 (1-⑥)

内訳書 (ア) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約  
..... (1-⑦)

(イ) その他の契約

- ① 自動車の借入れ (1-⑧)
- ② 燃料代 (1-⑨)
- ③ 運転手 (1-⑩)

イ	通常葉書の作成	(2-④)	内訳書	.....	(2-⑤)
---	---------	-------	-----	-------	-------

ウ	ビラの作成	(3-④)	内訳書	.....	(3-⑤)
---	-------	-------	-----	-------	-------

エ	選挙事務所用立札・看板の作成	(4-④)	内訳書	.....	(4-⑤)
---	----------------	-------	-----	-------	-------

オ	自動車等取付用立札・看板の作成	(5-④)	内訳書	.....	(5-⑤)
---	-----------------	-------	-----	-------	-------

カ	個人演説会場用立札・看板の作成	(6-④)	内訳書	.....	(6-⑤)
---	-----------------	-------	-----	-------	-------

キ	ポスターの作成	(7-④)	内訳書	.....	(7-⑤)
---	---------	-------	-----	-------	-------

※① 請求書の作成等

上記区分に従い、それぞれの契約ごとにそれぞれ1部作成してください。

※② 添付書類

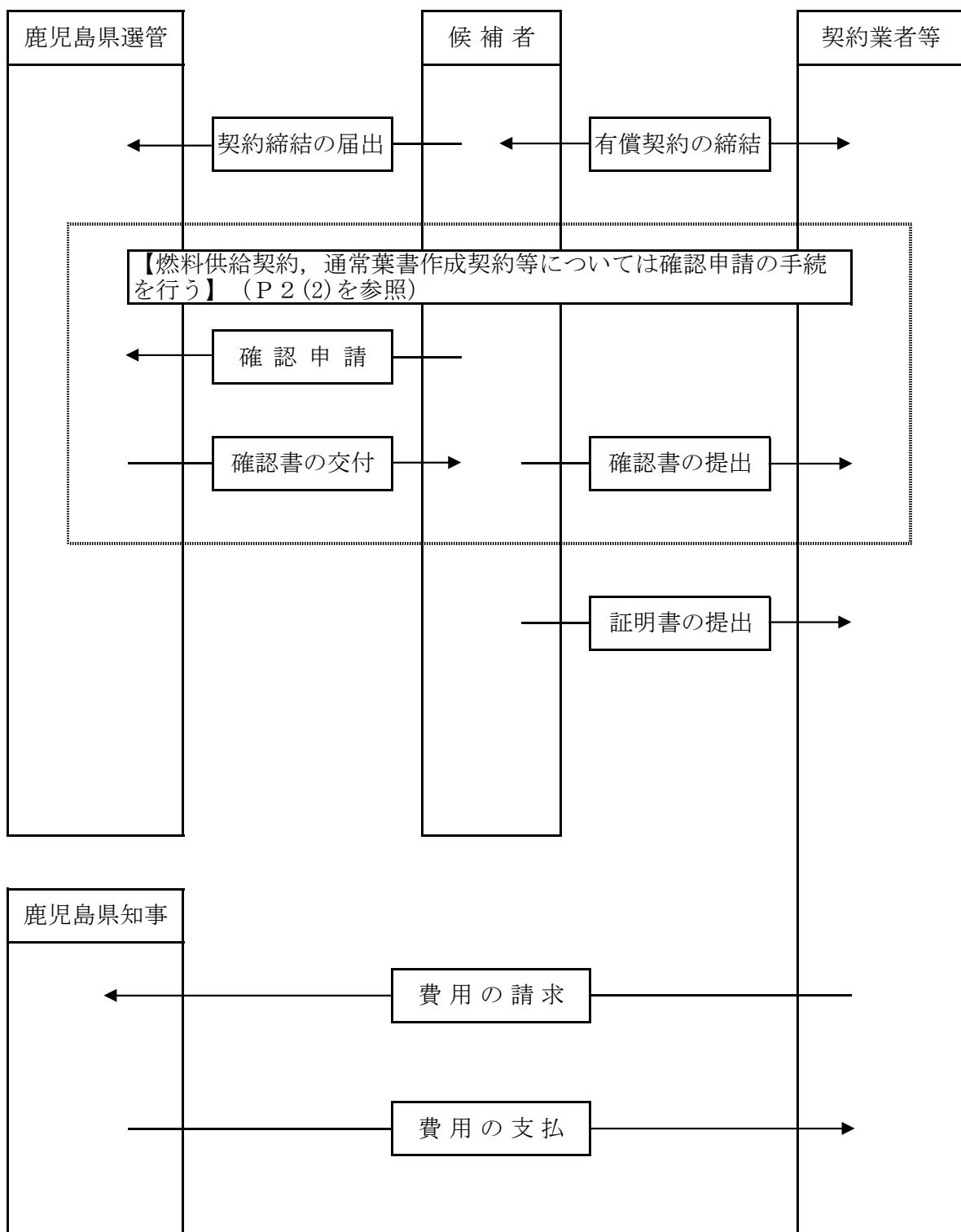
請求書を提出するときは、候補者から交付される確認書（自動車の借入れ及び運転手を除く）及び証明書を添付しなければなりません。（燃料代については、給油伝票の写しの添付も必要です。）

※③ 候補者の供託物の没収

供託物の没収は、各選挙区ごとに、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」という。）に達しないときとされ、次の算式により、算出します。また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

## 2 公費負担手続図



### 3 公費負担の対象とその限度額

公費負担の対象		公費負担の限度額	
	1 一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）  選挙運動用自動車として使用された各日について64,500円。総額は1日あたりこの額を限度として、選挙運動期間の合計額（無投票の場合、1日分64,500円が限度）	
選挙運動用自動車の使用契約	2 ア 自動車借入契約 (レンタル等)  イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）  選挙運動用自動車と して使用された各日 について16,100円。 総額は1日あたりこ の額を限度として、 選挙運動期間の合計 額 (無投票の場合、1 日分16,100円が限 度)  選挙運動用自動車に供 給した燃料の代金  7,700円×選挙運動の 日数（無投票の場 合、日数は1日）	①契約業者等が生計 を一にする親族である 場合には、その者 が当該契約に係る業 務を業として行う者 に限る。  ②選挙運動期間内 で、1（一般運送契 約）を選択した日 は、2（その他の契 約）の計算では選挙 運動の日数から除い て計算する。
通常葉書の作成		選挙運動用自動車の運 転業務に従事した各日 について支払う報酬の 合計金額（同一の日に ついては1人に限 る。）  当該候補者を通じて、作成単価（右に示 す単価の限度額以内）に作成枚数を乗じ た金額の総額	選挙運動用自動車の 運転業務に従事した 各日について12,500 円。総額は1日あたり この額を限度として、 選挙運動期間の合計 額 (無投票の場合、1 日分12,500円が限 度)  1 単価 8円62銭  2 作成限度枚数 35,000枚

公費負担の対象		公費負担の限度額
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示す単価の限度額以内）に作成枚数を乗じた金額	<p>1 確認された作成枚数が 50,000枚以下の場合  単価 8円38銭</p> <p>2 確認された作成枚数が 50,000枚を超える場合 5円62銭×(作成枚数-50,000) +419,000円 単価=————— 作 成 枚 数 単価は、1銭未満の端数は切上げ</p> <p>3 作成限度枚数 70,000枚</p>
選挙事務所用立札・看板の作成	作成単価（右に示す単価の限度額以内）に作成数（右に示す作成限度数以内）を乗じた金額	<p>作成単価限度額 61,379円</p> <p>作成限度数 選挙事務所の数×3</p>
選挙運動用自動車等取付用立札・看板の作成	作成単価（右に示す単価の限度額以内）に作成数（右に示す作成限度数以内）を乗じた金額	<p>作成単価限度額 58,114円</p> <p>作成限度数 4</p>
個人演説会場用立札・看板の作成	作成単価（右に示す単価の限度額以内）に作成数（右に示す作成限度数以内）を乗じた金額	<p>作成単価限度額 44,403円</p> <p>作成限度数 5</p>
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示す単価の限度額以内）に作成枚数を乗じた金額	<p>1 選挙区内におけるポスター掲示場数が 500以下の場合  586円88銭×ポスター掲示場数 +316,250円 単価=————— ポスター掲示場の数 (1円未満の端数は切り上げ)</p> <p>2 選挙区内におけるポスター掲示場数が 500を超える場合  30円73銭×(ポスター掲示場数- 500)+609,690円 単価=————— ポスター掲示場の数 (1円未満の端数は切り上げ)</p> <p>3 作成限度枚数 公営ポスター掲示場数×2</p>

公営に係る公費負担限度額について（候補者1人当たりの限度額）

1 選挙運動用自動車の使用の公営（公職選挙法施行令第109条の4）

選挙運動用自動車の使用については、次の(1)又は(2)の契約方法がある。  
(通常は(2)の方が多い。)

(1) 一般運送契約（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）の場合

限 度 単 價 A 円	選挙運動期間 B 日	候補者1人当たり 公費負担限度額 $A \times B = C$ 円	備 考
64,500	12	774,000	

(2) その他の契約の場合

区 分	限 度 单 價 A 円	選挙運動期間 B 日	候補者1人当たり 公費負担限度額 $A \times B = C$ 円	備 考
自動車の借入れ	16,100	12	193,200	
燃料の供給	7,700	12	92,400	
運転手の雇用	12,500	12	150,000	
合 計	36,300	12	435,600	

2 通常葉書の作成の公営（公職選挙法施行令第109条の7）

限度枚数 A 枚	限 度 单 價 B 円	候補者1人当たり 公費負担限度額 $A \times B = C$ 円	備 考
35,000	8円62銭	301,700	

3 ビラ作成の公営（公職選挙法施行令第109条の8）

限度枚数 A 枚	限 度 单 價		候補者1人当たり 公費負担限度額 円	備 考
	区 分	金 額 B 円		
70,000	1つの契約における 作成枚数が50,000枚 を超える場合	P6に掲載した計算式 により算定した単価 (70,000枚作成した 場合、7円60銭)	各契約ごとに確認 された作成枚数に Bを乗じた額の合 計額 (70,000枚作成の場合、 532,000円)	
	1つの契約における 作成枚数が50,000枚 以下の場合	8円38銭		

4 選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営（公職選挙法施行令第110条の2）

限度単価 A 円	限度数 B 枚	候補者1人当たり 公費負担限度額 $A \times B = C$ 円	備考
61,379	1,3区 3 2区 9 4区 6	184,137 552,411 368,274	

5 自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営（公職選挙法施行令第110条の3）

限度単価 A 円	限度数 B 枚	候補者1人当たり 公費負担限度額 $A \times B = C$ 円	備考
58,114	4	232,456	

6 個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営（公職選挙法施行令第125条の3）

限度単価 A 円	限度数 B 枚	候補者1人当たり 公費負担限度額 $A \times B = C$ 円	備考
44,403	5	222,015	

7 ポスターの作成の公営（公職選挙法施行令第110条の4）

ポスター掲示場数 A 箇所	限度単価 B 円  P6に掲載した計算式により算定した単価	限度枚数 $A \times 2 = C$ 枚	候補者1人当たり 公費負担限度額 $B \times C = D$ 円	備考
1区	619	991	1,238	1,226,858
2区	1,471	435	2,942	1,279,770
3区	1,432	446	2,864	1,277,344
4区	1,912	342	3,824	1,307,808

## 契約書見本及び確認書見本

印紙

## 運送契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と  
(以下「乙」という。) は、選挙運動のための自動車  
の運送について、次のとおり契約を締結する。

### 1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用。

### 2 車種及び自動車登録番号又は車両番号

3 台数 1台

### 4 使用期間

令和 年 月 日から	日間
令和 年 月 日まで	

### 5 契約金額 円

(内訳 1日 円× 日間)

### 6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

### 7 その他

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

氏名

印

住所

乙 住所

名称

代表者

印

# 車両賃貸借契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と  
について、次のとおり契約を締結する。  
(以下「乙」という。) は、車両の賃貸借に

1 使用目的  
公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用。

2 車種及び自動車登録番号又は車両番号

3 台数 1台

4 使用期間  
令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで 日間

5 契約金額 円  
(内訳 1日 円× 日間)

6 使用上の義務等  
甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもとより、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い  
この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

8 その他

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 印  
氏名  
住所

乙 住所 印  
名称  
代表者

# 選挙運動用自動車燃料供給契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と  
(以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の燃料  
供給について、次のとおり契約を締結する。

## 1 供給する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

## 2 供給場所

所在地

名 称

## 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

## 4 金額 円

単価 1リットル当たり 円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。  
(供給限度総量 ℓ)

## 5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

## 6 その他

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住 所

名 称

印

代表者

## 自動車運転契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と  
自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

### 1 運転する期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間  
原則として毎日 時 分から 時 分まで

### 2 契約金額

円 (1日につき 円)

### 3 運転する選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

### 4 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

### 5 その他

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

氏名  
住所

印

乙 住所  
名称  
代表者

印

印紙

## 選挙運動用通常葉書作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と  
(以下「乙」という。) は、印刷物の作成について、  
次のとおり契約を締結する。

1 品名 公職選挙法第142条に定める通常葉書

2 数量 枚

3 契約金額 円 (単価) 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

### 5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

### 6 その他

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住 所

名 称

代表者

印

印紙

## 選挙運動用ビラ作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と  
(以下「乙」という。) は、印刷物の作成について、  
次のとおり契約を締結する。

1 品名 公職選挙法第142条に定めるビラ

2 数量 枚

3 契約金額 円 (単価) 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

### 5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

### 6 その他

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住 所

名 称

代表者

印

印紙

## 選挙事務所の立札及び看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と  
について、次のとおり契約を締結する。

1 品名 公職選挙法第143条に定める選挙事務所の立札及び看板の類

2 数量 枚

3 契約金額 円 (単価) 円)

4 納入期限 令和 年 月 日

### 5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

### 6 その他

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住 所

名 称

代表者

印

印紙

## 自動車等に取り付ける立札及び看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と  
について、次のとおり契約を締結する。

1 品名 公職選挙法第143条に定める自動車等に取り付ける立札及び看板の類

2 数量 枚

3 契約金額 円 (単価 円)

4 納入期限 令和 年 月 日

### 5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

### 6 その他

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住 所

名 称

代表者

印

印紙

## 個人演説会場の立札及び看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と  
について、次のとおり契約を締結する。

1 品名 公職選挙法第143条に定める個人演説会場の立札及び看板の類

2 数量 枚

3 契約金額 円 (単価 円)

4 納入期限 令和 年 月 日

### 5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

### 6 その他

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

氏 名

印

住 所

乙 住 所

名 称

代表者

印

印紙

## 選挙運動用ポスター作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と  
(以下「乙」という。) は、印刷物の作成について、  
次のとおり契約を締結する。

1 品名  
公職選挙法第143条に定めるポスター

2 数量 枚

3 契約金額 円 (単価 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、鹿児島県に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、鹿児島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は鹿児島県には請求できない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者  
氏 名 印  
住 所

乙 住 所 印  
名 称  
代表者

(第28号様式の5その1)

確認番号

## 自動車燃料代確認書

公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号ロに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

1 令和8年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙(鹿児島県第 区)

2 候補者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認金額 円

### 備考

1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。

2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

(第28号様式の5その2)

確認番号

## 通常葉書作成枚数確認書

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定に基づき、次の通常葉書作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

1 令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(鹿児島県第 区)

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

### 備考

- この確認書は、通常葉書作成枚数について確認を受けた候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- この確認書を受領した通常葉書作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、通常葉書作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、通常葉書作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

(第28号様式の5その3)

確認番号

## ビラ作成枚数確認書

公職選挙法施行令第109条の8で準用する第109条の7第2項の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

- 1 令和8年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙(鹿児島県第 区)
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

### 備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

(第28号様式の5その4)

確認番号

## 選挙事務所用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定に基づき、次の選挙事務所用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

1 令和8年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙(鹿児島県第 区)

2 候補者の氏名

3 確認数 枚

### 備考

- この確認書は、選挙事務所用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

(第28号様式の5その5)

確認番号

## 自動車等取付用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の自動車等取付用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

- 1 令和8年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙(鹿児島県第 区)
- 2 候補者の氏名
- 3 確認数 枚

### 備考

- 1 この確認書は、自動車等取付用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

(第28号様式の5その6)

確認番号

### 個人演説会場用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の個人演説会場用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

- 1 令和8年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙(鹿児島県第 区)
- 2 候補者の氏名
- 3 確認数 枚

#### 備考

- 1 この確認書は、個人演説会場用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。

(第28号様式の5その7)

確認番号

## ポスター作成枚数確認書

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

印

記

1 令和8年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙(鹿児島県第 区)

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、鹿児島県に支払を請求することはできません。